

日本による輸出規制措置と
韓国の対応

10問
10答で
理解する



韓国の輸出管理制度運用の現状とそれについての国際社会の評価はどうですか。

- 韓国は国際輸出管理レジームに参加していますか。しっかり履行しているのでしょうか。
- 韓国における輸出管理レジームの運用は、国際社会でどのような評価を受けていますか。

国際輸出管理レジームへの参加およびその履行体制

* 国際平和および安全の維持と国家安保を目的に、制限が必要な戦略物資について政府が輸出許可などの方法で輸出を規制する制度で、韓国は対外貿易法第19条に基づいて施行中

- 韓国はワッセナー・アレンジメント*(WA、96年加盟)、原子力供給国グループ(NSG、95年)、オーストラリア・グループ(AG、96年)、ミサイル技術管理レジーム(MTCR、01年)の4つの国際輸出管理レジームにすべて加盟し、それらレジームから加盟国に勧告を出したキャッチオール規制指針も全部取り入れています。

*通常兵器、二重用途の品目および技術の統制に関する輸出管理体制

- 韓国の輸出管理制度は、対外貿易法や戦略物資輸出入告示などの関係法規制に基づいたもので、進んだ輸出管理により国際および地域安保に貢献しています。

韓国輸出管理制度の運用に対する国際社会の評価

- 韓国は、4つの国際輸出管理レジームにすべて加盟している模範的な加盟国で、韓国における輸出管理の運営は世界的にも高い評価を得ています。
 - 韓国は2018年、ワッセナー・アレンジメントの専門家会合で提案された81の案件のうち19件を提案し、10件を可決させた最優秀国家です。
 - 最近、米国の科学国際安全保障研究所が通常兵器を含め実施した戦略物資の貿易管理評価では、韓国が世界17位、日本が36位という評価となりました。
 - 韓国のランクが2017年に比べ大幅に上昇した反面、日本は2年間の停滞期を経て近年大きく下落しました。
- * 韓国：(2017) 32位 → (2018) 31位 → (2019) 17位
日本：(2017) 29位 → (2018) 28位 → (2019) 36位

日本はなぜ輸出規制措置に乗り出したのでしょうか。強制徴用賠償判決に対する報復措置ですか。

・強制徴用賠償判決(2018.10.30)以降、日本の高官たちは自国企業に被害が生じる場合は報復措置に出ることに言及した*ことがあり、

* 日本企業の資産差し押さえに関して日本政府の高官は「関税(引上げ)に限らず、送金の停止、ビザの発給停止とかいろいろな報復措置があろうかと思う」と述べた

◦ この度の措置が行われた直後にも、日本の高官などから強制徴用の賠償判決との関係をほのめかすような発言がありました。

* 「国と国との約束を守らないことが明確になった。貿易管理でも恐らくきちんと守れないと思うのは当然だ」(2019.7.2)

・また、韓国政府とは一切の事前協議をせずに今回の措置に乗り出し、具体的な事実や納得できる事由は示していない中、日本が主張している措置の根拠は二転三転しています。

・これまでの日本側高官の発言や、措置の時期とその方法などを考えると、今回の措置は韓国大法院(最高裁判所)の判決に対する反発から触発された報復的措置と判断され、海外主要メディアもそのように報じています。

日本が主張しているように、韓国の制度に問題があるのですか。

- 日本は、韓国のキャッチオール制度とその履行に問題があるとしていますが、それは本当ですか。
- 日本が主張しているように日本からの要請があったにもかかわらず、この3年間協議もせず意見交換も行われなかったのですか。
- 韓国の管理者不足や複数機関への分散が問題になったのではないですか。

韓国のキャッチオール制度

* 輸出品目が戦略物資でなくても大量破壊兵器などへの転用可能性の高い物品を輸出する場合は、政府の許可を得るとする制度

- 韓国は大量破壊兵器、通常兵器などの製造・開発・使用・保存などの用途に転用する可能性の高い物品などに対するキャッチオール規制を行うため、制度による体制を整備しています。
 - 韓国は4つの国際輸出管理レジームが勧告を出したキャッチオール規制の指針をすべて取り入れて運営しており、
 - とくに通常兵器のキャッチオール規制に関しては対外貿易法、戦略物資の輸出入告示、国際平和および安全維持など、義務を履行するための貿易に関する特別措置告示などに基づいて運用しています。
- そのため、日本が今回の措置でキャッチオール制度を問題として取り上げたことは予期せぬ状況であり、また過去にも日本が韓国のキャッチオール制度における問題を指摘したことはありませんでした。
 - 最近、韓日局長レベルの戦略物資輸出管理協議会の開催に関して議論した際も、日本側が韓国のキャッチオール制度を議題に挙げなかったことを考えると、日本による措置の根拠はなおさら疑わしいものといえます。

日本とのコミュニケーション、協議

- 協議や意見交換が3年間なかったとする日本の主張は事実ではありません。
- 日本は、韓日戦略物資輸出管理協議会が開催されなかったことを問題にしているとみられますが、
 - 2016年6月に韓国主催で「第6回韓日輸出管理協議会」を開催したため第7回協議会は日本が主催する番でしたが、日本は約1年8カ月後の2018年3月になってはじめて韓国に協議会の日程を提案しました。
 - 2018年3月に日本から第7回協議会の提案があったものの、両国の日程調整がうまくいかなかったため、2019年3月以降に協議会を開催することでコンセンサスを取りましたが、その後第7回協議会の主催国である日本側からの連絡はありませんでした。
- 日程調整の問題によって協議会が近年開催されていないことを、韓国輸出管理制度の信頼性問題に結びつけるのは、実質的影響の大きい措置を事務の日程と関連付ける合理性のない主張です。
- また、韓国と日本とは互いに相手国主催のセミナーやカンファレンスなど、多様なルートを通じて輸出管理に関する情報を共有しながら協力してきたため、情報を交わす場がなかったわけでもありませんでした。

* アジア輸出管理セミナー(日本経済産業省主催、2012年から韓国は毎年出席)、国連安保理決議履行カンファレンス(2016年、2018年に日本経済産業省出席)、他にもオーストラリア・グループ(AG)総会など多数

輸出管理担当者と機関同士の業務協力

- 韓国における輸出管理専任の担当者は110人余りに及び、日本経済産業省のそれと大差がなく、適切かつ有効に管理業務を行っています。
 - また、韓国における輸出規制の管理は、関係分野に専門性をもつ産業通商資源部、防衛事業庁、原子力安全委員会などで業務を分担し、
 - * 産業通商資源部(産業用戦略物資)、原子力安全委員会(原子力専用)、防衛産業庁(軍用)
- 戦略物資管理院、韓国原子力統制技術院などの輸出管理専門機関も法律に準拠する公共機関として、それぞれの部署と協力して業務を遂行しています。
- 米国も韓国のように分散型体制を採用するなど、輸出管理制度はそれぞれの国の状況に合わせて運用するものです。

差別でもないし、実質的影響もないはずという日本の主張通り、単に手続きが複雑になっただけではありませんか。

- ホワイト国から除外されても、他のアジア諸国と同等レベルになるだけではありませんか。
- 輸出規制3品目のうちEUVレジスト、フッ化水素などは個別許可の承認が下りたので、日本政府は問題ないという立場ですが。

なぜ差別なのか？

- 韓国は2004年からホワイト国指定条件*を満たし、15年間ホワイト国資格を維持してきました。今回のホワイト国除外措置は、これら条件を満たしている国家に比べて差別になるため非常に不当なものです。

* ①4つの国際輸出管理レジーム(WA、MTCR、NSG、AG) ②NPT(核不拡散条約)、CWC(化学兵器禁止条約)、BWC(生物兵器禁止条約)の3つの条約加盟 ③キャッチオール制度運用 ⇒ アジアでは韓国と日本のみ該当

- 現在、韓国は4つの国際輸出管理レジーム、3つの条約にすべて加盟していて、きめ細かくキャッチオール制度を運営し、国際社会から戦略物資管理の模範国として認められています。
- 米国の科学国際安全保障研究所(ISIS)が発表した200カ国の戦略物資管理指数では、韓国が17位、日本は36位となりました(2019.5)。
- それに先立ち日本の戦略物資専門機関であるCISTECも、韓国の戦略物資判定体制およびオンライン輸出許可体制の戦略物資管理システム(Yestrade)などを前向きに評価(2011.3)したことがあります。

- とくに半導体・ディスプレイ材料の3品目に関しては、アジア地域内の他国には特別一般包括許可を許容*しながらも、輸出管理模範国である韓国には個別許可のみとしており、韓国を不当に差別しています。

* 4つのレジームに全く加盟していない一部国家に対しても、3品目輸入の際には日本の輸出企業がCP(輸出管理社内規定をもつ)企業であれば、特別一般包括許可で対応できる

- また、今回のホワイト国除外措置が事前協議や十分な根拠の提示をせずに、韓国をターゲットに行われたことを考えると、今後の日本の輸出管理制度が、不透明かつ予測できない形で韓国に対して差別的に運用される可能性が高いといえます。

個別許可が持続される場合の問題点

- 業界によると、8月にフォトレジスト、フッ化水素に対して日本政府の輸出許可が下りたものと把握されます。
- しかし、①ホワイト国除外措置や3品目における措置プロセスの不透明性、予測不可能性を考えると、今後は品目自体の供給における不確実性が大幅に拡大し、②複雑な手続き、遅延などにより供給費用が上昇したという点で、実質的な問題があります。

日本はWTOルールに違反しましたか。申立てはどのように行われますか。

- 日本は、WTOルールのうち何に違反したのでしょうか。
- 申立てには長い時間がかかるのではないですか。
- 果たして有効なのでしょうか。

WTO違反の根拠

- WTO GATT(関税及び貿易に関する一般協定)第11条は、原則として輸出許可といった輸出規制措置を禁じています。また、国により輸出手続きを差別する措置は、GATT第1条の最恵国待遇の原則に根本的に違反するものでもあります。
- これらの原則違反の例外になるにはGATTルール上の安全保障例外(第21条)条件を満たす必要がありますが、今回の措置は日本の安全保障というよりも請求権問題といった歴史的争点に基づいた恣意的措置であるため、安保上の例外としても許されないものです。

WTO申立ての手続き

- * WTOルール上、申立てをすればパネル(第1審)の判断まで約15カ月かかるが、実際の期間は紛争により短縮または延長することがある
- WTO申立ては、申立国が被申立国に対してWTO違反内容を記載した二国間協議の申立てを行う(申立状)ことで開始します。
 - 今年9月11日、韓国政府は半導体・ディスプレイの中核材料3品目に対して日本が実施した輸出制限措置をWTOに申立てました。
 - 申立て以降は、紛争当事者国同士の二国間協議を実施し、そこで紛争当事者国らが合意に至らなかった場合、パネルが設置されます。パネル審理を経て「判断書」に当たるパネル報告書がWTO加盟国に配布され、紛争当事者国がそれに上訴しない場合はWTO紛争解決機関でパネル報告書が採択されます。紛争当事者国が上訴する場合は、WTO上訴機関が再び審理を実施して上訴報告書を作成・配布します。

WTO紛争解決手続きの概略

二国間協議の申立て(申立状) → 二国間協議 → パネル設置 → パネル構成 → パネル審理 → パネル報告書配布 → 報告書採択または上訴 → 上訴報告書配布

WTO紛争解決手続きの有効性

- WTO申立ては、世界的に日本の措置がWTO協定に違反していることを立証し、今後似たような措置を予防する有効な手段です。
 - WTO申立て以降の紛争過程で、日本による措置の不当性についてグローバルなコンセンサスも得られるものと期待されます。
- 現在活動しているWTO上訴機関の委員3人のうち、2人の任期が今年末に満了予定のため危機感があるという意見もありますが、現在はWTOで上訴機関の機能停止状態を避けるための議論が活発に行われているため、年末の停止可能性を予断することはできません。

韓国が戦略物資輸出入告示の改定により日本をホワイト国から除外した措置は、日本の措置に対する対抗措置ではないですか。

- ・ 今回の措置は、日本が国際輸出管理レジームの原則に反して関連制度を運用したために、韓国政府が今回の告示改定案により従来の「カ」地域から「カの2」地域に分類を変更したものです。
- ・ そのため韓国政府の措置は、日本による措置に対する対抗措置ではなく、国際輸出管理レジームの基本原則*を合理的に履行するために、国際体制の枠組みの中で国内輸出管理制度の改善**を図る措置です。

* 国際輸出管理レジームの基本原則上、輸出管理制度は国際安全保障と地域安定を目的とする

** (従来) 4つの国際輸出管理レジーム参加国を戦略物資輸出許可地域の「カ」に分類

(変更) 「カの2」を新設、4つの国際輸出管理レジーム参加国のうち国際輸出管理原則の遵守が不十分な国を「カの2」に分類

日本の輸出規制が韓国経済と産業に実質的影響を与えますか。

- ・韓国政府はどのような対策を講じますか。

韓国経済および産業に与える影響

- ・日本政府が8月28日から韓国をホワイト国から除外する措置に乗り出したことから、日本の輸出企業が戦略物資を輸出する際は個別許可を受ける必要があります。
 - 措置の施行前に適用された包括許可に比べ、個別許可は提出書類が多く審査期間が延びるため、個別許可が遅延すると対日依存度の高い一部品目では、製造に支障が生じるなどの悪影響が予想されます。
- ・米国のICT業界や海外主要メディアからも、日本による措置が今後の半導体をはじめとするスマートフォン、電子製品などのグローバルサプライチェーンに深刻な影響を与えるものとの懸念を示しています。

韓国政府の対策

- ・政府は企業の被害を最小限に抑えるため、さまざまな対策に乗り出しています。
 - 159の中核品目については材料・部品受給対応支援センターが企業の在庫確保と輸入先の多角化、製造装置の新設・増設における問題点の解消などを支援しています。
 - 対日依存度の高い100の中核品目については、8月5日に発表した部品・材料・装置競争力の強化対策による輸入国の多角化、短期集中開発、国内製造装置の充実化、技術提携およびM&Aなどを支援することで、多方面からサプライチェーンの安定化を支援しています。

強制徴用に関する大法院の判決により、韓国が国際法に違反した状態になったのでしょうか。

- ・ 韓日請求権協定に関する大法院の解釈に対する韓国政府の立場は？

韓国経済および産業に与える影響

- ・ 2018年10月に韓国の大法院は、反人道的違法行為による賠償問題は1965年の韓日請求権協定で解決したのではなく、被告人の日本企業が強制徴用の被害者に慰謝料を支払う責任があるとの判決を下しました。
 - ※ 1965年12月18日に発効となった韓日請求権協定は▽韓日両国および両国民の財産・権利・利益▽両国および両国民の請求権に関する問題などを扱ったもの
 - ※ 大法院による強制徴用判決(2018.10.30)の要旨：強制徴用被害者の日本企業に対する損害賠償請求権は、日本政府による韓半島への違法的な植民支配および侵略戦争と直結する日本企業の反人道的な違法行為を前提にした慰謝料請求権で、韓日請求権協定の適用対象に含まれない
- ・ そのため、大法院の判決はあくまでも請求権協定の適用対象とその範囲を明確にしたもので、同協定を否定したわけではありません。
- ・ 韓国は三権分立を中核価値とする民主主義国家であり、政府は司法府の判断を尊重します。

日本と対話をする意向はありますか。今後、日本とどのように協議していく計画ですか。

- ・日本の報復措置に対抗して民間交流を控えるべきでしょうか。

- ・両国国民と被害者が納得できる多様な方策について議論するなど、対話により問題を解決すべきとの立場をとっています。
- ・韓国は6月19日に発表した通り、強制徴用問題の合理的な解決方策を日本にすでに伝えてあり、日本が対話による問題解決に向けて積極的に応じるよう、努めていきます。

民間交流

- ・基本的に、未来志向の韓日関係構築における土台となってきた民間・自治体同士の交流は継続するのが望ましいと考えます。
- ・日本が韓国に対する一方的で恣意的な経済報復措置を撤回するのであれば、交流が再開し、発展していくと期待しています。

日本の輸出規制措置に関して、韓国政府はどのような外交努力をしていますか。他国の反応はどうか。

- ・ 米国に対してはどのような努力をしていて、それに対する米国の反応はどうか。

米国など主要国との二国間チャンネルおよびWTOなど多国間チャンネルを通じて、機会あるごとに日本による措置の不当性と世界貿易秩序に与える悪影響などについて説明しています。

- 今後も、WTOなどの多国間会議および二国間協議がある度に、日本による措置の不当性について国際社会のコンセンサスを得られるように努めていきます。
- ・ とりわけ ①日本による措置は、司法府の判断を理由にした経済報復措置であり、②グローバルサプライチェーンと世界貿易に悪影響を与えると危惧され、③WTOおよびワッセナー・アレンジメントの基本原則に反していることを重点的に説明しています。
- ・ 多くの国家は両国の葛藤が続くことを懸念し、対話による早急な解決を望んでいます。韓国政府の対話による解決の意志を高く評価する国も多くあります。
- 多くの国が、日本の措置は多国間貿易システムに悪影響を与え、一方主義を拡散させる恐れがあると考えています。
- 一部の国家は、日本による措置が域内のサプライチェーンだけでなく、自国にも被害を与え得ることに懸念を示し、日本が主要材料の供給国として世界に責任感をもつべきであるとの意見を述べています。

- 多数の海外主要メディアも、日本による措置は強制徴用に対する報復であるとみており、そのような措置が世界経済に与える悪影響などについて懸念を示しています。

※ 海外主要メディアの報道

- NYT, Japan cites ‘national security’ in free trade crackdown (7.15)
- WSJ, Protectionist Diplomacy Goes Global (8.3)
- Foreign Policy, Japan started a war it wasn’t ready to fight (8.6)
- WP, How Japan’s failure to atone for past sins threatens the global economy (8.11)

米国に対する取り組み

- 米国の行政部、議会、シンクタンクをはじめとする有識者会議、主要メディアなど世論をリードするグループを対象に、日本による措置の不当性と世界経済に与える悪影響について、高官の訪問を含む多様なルートで韓国の立場を積極的に説明しています。
- 米国は韓国の立場をよく理解し、同盟国である韓日両国の協力が域内の平和と安定に欠かせないものという認識の下で、葛藤の解決に向けてできる限りの役割の果たすとの立場に立っています。
 - 米国の業界もまた、日本の措置による影響を実感しはじめ、状況が悪化しないように意見を出すとの反応を示しています。

* 米国半導体工業会(SIA)、情報技術産業協議会(ITI)、全米製造業協会(NAM)、国際半導体製造装置材料協会(SEMI)、コンピューティング技術産業協会(CompTIA)、全米民生技術協会(CTA)の6団体が共同で韓国と日本政府に書簡を送付

